## 和泉市再資源化事業推進奨励金交付要網施行細目

(目的)

第1条 この細目は、和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱(以下「要綱」という。) の施行について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 奨励金の交付対象者となる団体は、おおむね世帯数が20世帯以上の営利を目的 としない住民団体及び障がい者施設並びに障がい者作業所のみとし、事業所・商店等の 団体については適用しないものとする。

(交付の申請)

第3条 奨励金の交付申請は、別表の定める期間区分に従い、当該期間中の集団回収実施分をまとめて申請するものとする。ただし、年度途中に要綱第3条の規定による登録を受けたとき、登録日以降の実施分についてのみ申請できるものとする。

(交付)

第4条 奨励金は、要綱第6条の規定により算出された交付金額を要綱第7条の規定による申請に基づき、原則として上半期分を10月末までに、下半期分を4月末日までに口座振込依頼書(様式4号の2)の提出により振込み、交付するものとする。

(有価物回収業者の登録)

- 第5条 要綱第4条第1項における有価物回収業者の登録の際に提出しなければならない 関係書類とは次にあげるものとする。
  - (1) 個人の場合 住民票抄本 (発行後3ヶ月以内のもの) 法人の場合 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)
- (2) 事業所の所在地が記載された地図
- (3) 事業で使用する車両の自動車検査証の写し
- (4) 有価物再生フロー図(別紙1)及び再生工場等の持ち込み先が確認できるもの

(その他紙類の基準)

- 第6条 要綱第5条第5号に掲げる対象品目の取り扱い基準は次のとおりとする。
- (1) 「その他紙類」とは、新聞、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック及び次号 の禁忌品を除く再生できる紙類をいう。ただし、食品や洗剤等が付着している紙類、 使用済のテッシュペーパーや紙おむつ等汚れた紙類は対象外です。
- (2) 「禁忌品」とは、粘着物の付いた封筒や圧着はがき、防水加工紙、油紙、金銀など の金属が箔押しされた紙、合成紙、感熱性発泡紙、感熱紙、印画紙の写真、インク ジェット写真プリント用紙、感光紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、複合素材の

紙又は匂いのついた食品や洗剤が付着した紙等再生に適さない紙類をいう。

附則

この細目は、平成4年 6月 1日から施行する。

附 目

この訓令は、平成23年 2月 1日から施行する。

附則

この訓令は、平成23年 6月 16日から施行する。

附則

この訓令は、平成25年 8月 1日から施行する。

附則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。ただし、同年8月31日までに集 団回収活動を実施したものについては、なお従前の例による。

## 別 表

期間区分	申請対象となる集団回収の実施期間	申請時期
上半期下半期	1月から6月まで 7月から12月まで	8月 翌年2月